確認検査業務 手数料規程

NIC確認検査株式会社

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「NIC確認検査株式会社確認検査業務規程」(以下業務 規程という。)に基づき、NIC確認検査株式会社(以下NICという。)が実施する確 認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

- 第2条 業務規程第17条(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する 建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定め るとおりとする。
 - (1)主要な用途が一戸建ての住宅で建築基準法第6条の4(以下法という。)による確認 の特例建築物 別表1の1に掲げるとおり
 - (2)主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げる とおり
 - (3)主要な用途が住居系で前(1)(2)号以外の建築物 別表1の3に掲げるとおり
 - (4)主要な用途が住宅以外の建築物 別表1の4に掲げるとおり
 - (5)前号で構造計算の審査を要するものの追加手数料 別表 1 の 5-1 から、同 5-3 に掲 げるとおり
- 2 法第6条の3による構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を要する建築物を含む場合においては、別表1の5-4に定める審査整合性確認手数料を前項の規定による額に加算する。
- 3 判定を要する建築物のうち、安全上必要な構造方法について確認審査が比較的容易であるものの審査(以下ルート 2 基準審査という。)をNICが行う場合の手数料の額は、別表1の5-5のルート2基準審査手数料を第1項の規定による額に加算する。別表1の5-5の床面積の合計は、エキスパンションジョイント等で接している建築物の独立部分毎に、それぞれ別の建築物として適用する。
- 4 確認申請に係わる建築計画において、別表1の8に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算する。
- 5 第1項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該 当各号に定める面積について算定する。
 - (1)建築物を建築する場合(次第3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。):当該建築 に係る部分の床面積
 - (2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合:当該計画の変更に 係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面 積。)
 - (3) 建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。): 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積
- 6 第4項の規定により適用する別表1の8の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積の合計について適用し、前項の規定の適用については、「床面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。

(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

- 第2条の2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等の確認の申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計の面積とを合計した面積により、前条第1項の規定を適用する。
- 2 前項の規定に係る遡及適用される建築物の部分が判定を要する建築物である場合においては、当該遡及適用される建築物の部分は新たに建築されるものとみなして、前条第2

項、第3項及び第5項の規定を適用する。

(追加手数料)

第3条 確認申請手数料に加算する追加手数料については別表1の6から、別表1の9に 定める額とする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する建築設備(ホームエレベーター、小荷物専用昇降機(段 差解消装置を含む。)を含む。)に関する確認申請に係る手数料の額は、一つの建築設 備について、別表2の1に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第5条 業務規程第17条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一つの工作物につ いて、別表2の2に定める額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

- 第 6 条 業務規程第 26 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、 中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物 別表1の1 に掲げるとおり
 - (2)主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げる とおり
 - (3)主要な用途が住居系で前(1)(2)以外の建築物 別表第1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表1の4に掲げるとおり
 - (5) 行政を含む他機関で確認を受けた物件の中間検査については、前各号による検査 料に1.2を乗じた金額とする
- 2 前項の対象床面積の合計は、主たる構造が鉄筋コンクリート造の場合、先行工区検査時 に最下階から当該中間検査対象階の検査対象工区までの合計床面積とし、残工区について はそれぞれの検査対象床面積とする。
- 3 主たる構造が鉄筋コンクリート造以外の場合の第1項の、対象床面積の合計は、建築物 の延べ面積とする。
- 4 前項で施工上の特別な理由があり、建築物の延べ面積とすることが著しく不適切な場合 については、第2項を準用することができる。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第7条 (削除)

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第8条 (削除)

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

- 第 9 条 業務規程第 32 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとお りとする。
 - (1)主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物 別表1の1 に掲げるとおり
 - (2)主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げる
 - (3)主要な用途が住居系で前(1)(2)以外の建築物 別表1の3に掲げるとおり

- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表1の4に掲げるとおり
- (5) 行政を含む他機関で確認を受けた物件の完了検査については、前各号による検査 料に1.5を乗じた金額とする

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 10 条 業務規程第 32 条に規定する建築設備(ホームエレベーター、小荷物専用昇降機(段 差解消装置を含む。)を含む。)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築 設備について、別表2の1に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第 11 条 業務規程第 32 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表2の2に掲げるとおり とする。

(検査に係る出張費)

第12条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数 料の額に、別表1の11に掲げる額を加算する。

(手数料の減額・増額)

- 第13条 NICは、類似する建築物の確認検査業務が効率的に実施できる場合、継続して 安定的な取引が見込める場合又は地域の実情等により必要と認められる場合について は、第2条から前条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができる。 この場合の、減額の条件および減額率は下記の通りとする。
 - 1) 建築物の形状が簡易で効率的な審査及び検査ができると判断されるとき。(減額率 最大 30%)
 - 2) 共同住宅等において同一タイプの住居または居室等が多く効率的な審査ができる と判断されるとき。(減額率最大 20%)
 - 3) 一定期間内(概ね1年以内)に同一規格の申請が10件程度以上見込めるため効率的 な審査及び検査ができると判断されるとき。(減額率最大 20%)
 - 4) 予めNICが定める期間(閑散期等)に申請することができ効率的な審査及び検査 ができると判断されるとき。なお、対象となる期間及び減額条件等は、本項適用 の1ヶ月程度前を目途にホームページ等で公開する。(減額率最大15%)
 - 5)過去1年以内の申請実績及び今後1年間の申請見込みにおいて相当の継続的取引 (10 件程度以上)が見込まれ効率的に審査及び検査ができると判断されるとき。 (減額率最大 30%)
 - 6) その他、NICが必要と判断したとき。ただし、ほぼ同一内容での再申請、変更 部分が僅かな計画変更申請等、明らかに効率的な審査が可能と判断される場合に 限る。(減額率最大 50%)
- 2 前項各号に該当する項目が複数存在する場合は、最大の減額率とする。
- 3 事前相談(仮受から本受時までの審査をいう。)において、通常の倍以上の審査時間を要 した物件については、最大で100%の確認手数料を追加請求できることとする。

(判定手数料額)

第 14 条 (削除)

(その他の手数料の加算について)

第15条 その他の加算手数料については、別表1の12に掲げる額とする。

(帳簿記載事項証明に関する手数料)

第16条 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明する内容1件につき5,000円とする。

(記載のない事項)

第17条 その他、本規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定める。

制定: 平成 26 年 9 月 1 日 改訂: 平成28年8月1日 改訂:令和 4年10月5日

確認検査手数料

2022/10/5 NIC確認検査株式会社

(単位:円)

1 一戸建ての住宅(法第6条の4による確認の特例建築物) 申請手数料

床面積	確認申請	中間検査	完了検査
100 ㎡以内	19,000	20,000	33,000
200 ㎡以内	31,000	32,000	40,000
500 ㎡以内	53,000	48,000	60,000

2 一戸建ての住宅 (上記以外) 申請手数料

床面積	確認申請	中間検査	完了検査
100 ㎡以内	33,000※	44,000	53,000
200 ㎡以内	44,000※	60,000	66,000
500 ㎡以内	55,000※	74,000	92,000
1,000 ㎡以内	132,000	132,000	155,000

[※] 地下階(別棟を除く)がある場合、上記の30%増(千円未満切捨)とする。

3 住居系 (上記1,2以外) 申請手数料

床面積	確認申請	中間検査	完了検査
100 ㎡以内	40,000※	53,000	53,000
200 ㎡以内	50,000※	64,000	64,000
500 ㎡以内	72,000※	75,000	81,000
1,000 ㎡以内	136,000	120,000	136,000
2,000 ㎡以内	200,000	160,000	182,000
3,000 ㎡以内	280,000	165,000	230,000
4,000 ㎡以内	310,000	187,000	242,000
5,000 ㎡以内	330,000	220,000	264,000
6,000 ㎡以内	370,000	264,000	330,000
8,000 ㎡以内	430,000	275,000	340,000
10,000 ㎡以内	470,000	330,000	420,000

[※] 地下階(別棟を除く)がある場合、上記の30%増(千円未満切捨)とする。

4 住宅以外 申請手数料

床	面積	確認申請	中間検査	完了検査
100	m [°] 以内	44,000※	60,000	66,000
200	m [*] 以内	58,000※	73,000	92,000
500	m [°] 以内	83,000※	88,000	99,000
1,000	m [®] 以内	143,000	132,000	154,000
2,000	m [®] 以内	209,000	170,000	192,000
3,000	m [®] 以内	330,000	187,000	242,000
4,000	m [®] 以内	340,000	198,000	253,000
5,000	m [®] 以内	352,000	220,000	275,000
6,000	m [®] 以内	403,000	297,000	363,000
8,000	m [®] 以内	462,000	308,000	385,000
10,000	㎡以内	500,000	360,000	440,000

[※] 地下階(別棟を除く)がある場合、上記の30%増(千円未満切捨)とする。

別表1

5-1 構造計算(限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

床面積の合計	手数料(地下階なし)	手数料(地下階あり)
100 m ³ 以内	22,000	30,000
200 ㎡以内	33,000	40,000
500 ㎡以内	44,000	53,000
壁量計算の審査を要する建築物	20,000	45,000
構造適判を必要とする建築物で500㎡以内のもの	66,000	79,000

5-2 構造計算上の別棟の審査を要する場合の追加手数料

建築物の種類	手数料
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	確認申請手数料×40%×(n-1)(千円未満切捨)

5-3 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の追加手数料

建築物の種類	手数料
限界耐力計算等の審査を要する建築物	確認申請手数料×30%

5-4 構造計算適合性判定に係る審査整合性確認手数料

建築物の種類	手数料
適合判定通知書のある建築物、通知書1通当たり	12,000

5-5 ルート2基準審査手数料

床面積の合計	手数料
1,000 ㎡以内	140,000
2,000 ㎡以内	200,000
10,000 ㎡以内	230,000

6 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の追加手数料

ſ	建築物の種類	手数料
ľ	増築等の場合で既存部分に審査を要する建築物	確認申請手数料×50%

7 天空率の審査を要する場合の追加手数料

床面積の合計	手数料
500 m [°] 以内	12,000

8 性能規定等の審査を要する場合の追加手数料(避難安全検証法・耐火性能検証法等)

	床面積の合計	手数料
2,000	m [°] 以内	40,000
10,000	m ³ 以内	70,000

9 バリアフリー法、バリアフリー条例、エレベーター併願の審査を要する場合の追加手数料

床面積の合計	手数料
500 ㎡以内	12,000

別表1

10 計画変更手数料

建築物の種類	手数料	
连架初の <u>性</u> 類	構造審査が必要なもの	構造審査が不要なもの
確認を当社で受けている場合	当該面積に係る当社の 新規確認申請手数料の 70%	当該面積に係る当社の 新規確認申請手数料の 50%
確認を他機関(行政を含む)で受けている場合	当該面積に係る当社の 新規確認申請手数料	当該面積に係る当社の 新規確認申請手数料

11 検査料に加算される割増手数料

地域区分	手数料	
	出張費	交通費
東京都内・神奈川県内・千葉県内・埼玉県内	2,000	2,000
栃木県·群馬県·茨城県·山梨県内	5,000	8,000
長野県内	6,000	9,000

12 その他の加算手数料

床面積の合計		手数料	
工事取止め届	2,000		
工事監理者届		2,000	
工事施工者届		2,000	
建築主等変更届		2,000	
事項訂正願		1,000	
	軽易なもの	3,000	
	構造計算等の慎重な 審査を要するもの	対象変更面積の1/2の手数料	

【検査について】

※検査対象面積が2,000㎡を超える場合で、弊社が必要と認める場合においては検査員と補助員の2名となり、

2名分の割増料金を加算します。

※他機関で確認を受けた物件の完了(中間)検査については、当該検査料に中間の場合1.2を、完了の場合1.5を乗じた金額とします。

※検査日時連絡後の、お客様(申請者)のご都合による検査予定日の変更・取消に関しては、変更・取消手数料を別途申し受けます。

検査予定日より3営業日前

: 支払総金額の20%

検査予定日より2営業日前 検査予定日の前日

: 支払総金額の30% :支払総金額の50%

検査予定日当日

: 支払総金額の全額

別表2 建築設備及び工作物に関する手数料

(単位:円)

1 建築設備 申請手数料

	確認申請	中間検査	完了検査
昇降機(エレベーター・エスカレーター)	40,000	-	50,000
ホームエレベーター	35,000	-	35,000
小荷物専用昇降機	30,000	_	30,000

[※]計画変更手数料は、確認申請手数料の半額とする。

2 工作物 申請手数料

床面積	床面積	確認申請	中間検査	完了検査
工作物 [令138条第1項]	同項各号にあげる工作物	46,000	-	45,000
工作物 [令138条第2項]	同項各号にあげる工作物			
工作物 [令138条第3項]	同項各号にあげる工作物	※別途お見積りいたします		

[※]上記手数料以外に追加手数料が発生する場合がございますので、

【別表1】 11 検査料に加算される割増手数料 12 その他の加算手数料 をご確認下さい。